

## 平成18年度悪臭防止法施行状況調査について（お知らせ）

平成19年12月20日（木）  
環境省水・大気環境局大気生活環境室  
（直通：03-5521-8299）  
室長：志々目 友博（内線6540）  
担当：青竹・保坂（内線6545）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成18年度における悪臭苦情の状況及び悪臭防止法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

### （1）悪臭苦情の状況

平成18年度の悪臭苦情件数は18,805件（前年度19,114件）であり、苦情件数は3年連続で減少した。サービス業・その他に対する苦情が2,761件（同3,038件）、個人住宅・アパート・寮に対する苦情が1,826件（同2,088件）と減少し、野外焼却に対する苦情が5,229件（同4,567件）と増加したが、それ以外の苦情については昨年度の苦情件数と同程度であった。

### （2）悪臭規制等の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成18年度末現在、全国の市区町村の71.9%に当たる1,313市区町村であった。昨年度と比較して、規制地域を有する市区町村の割合は増加した。

法に基づく規制地域内において、平成18年度には立入検査が3,145件実施された。また、測定が122件実施された結果、規制基準を超えていたものが50件であり、法に基づく改善勧告は6件、改善命令は0件であった。また、行政指導が2,353件行われた。

## 1 調査の目的

悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区に対して、悪臭苦情の状況、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめているものである。

## 2 調査結果

### （1）悪臭苦情の状況

#### 苦情件数の推移

平成18年度の悪臭苦情件数は18,805件であり、3年連続で減少した。（図1）。また、前年度と比較すると、309件（約1.6%）の減少となった。

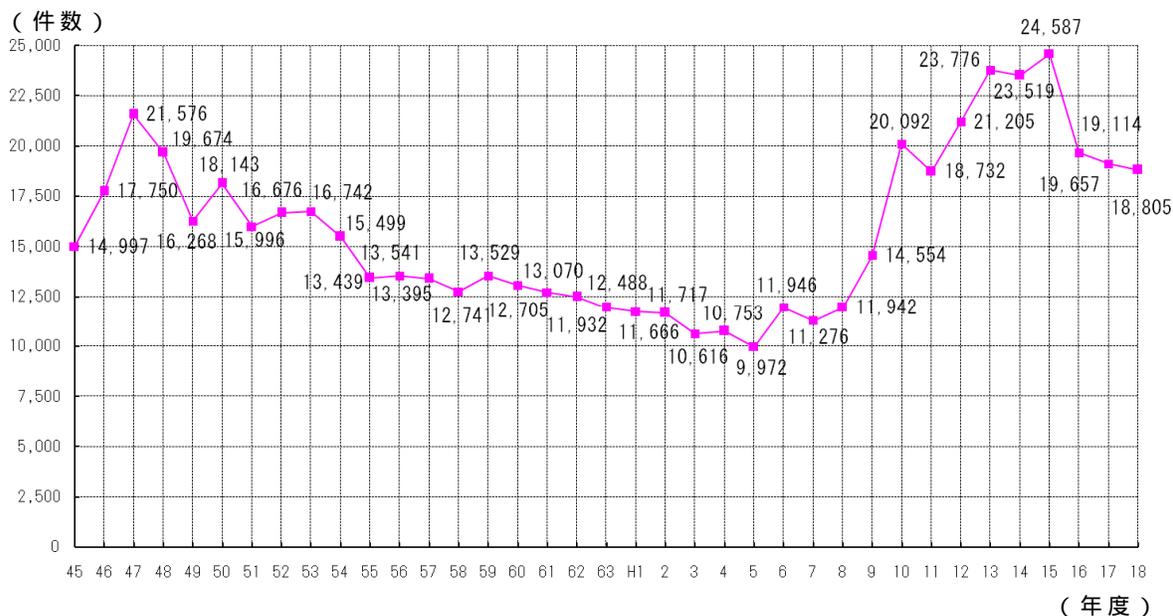


図 1 苦情件数の推移

都道府県別の苦情件数

平成 18 年度の苦情件数を都道府県別に見ると、上位 5 県は東京都、愛知県、埼玉県、大阪府、神奈川県であった。これら上位 5 都府県で総苦情件数の 39.3% を占めており、都市部における苦情の多さが目立った。その一方で、苦情件数を前年度と比較すると、47 都道府県中 24 都道府県で苦情が減少した（表 1）。

表 1 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況（単位：件）

都道府県名	H18 年度 苦情件数	H17 年度 苦情件数	前年度 比	都道府県名	H18 年度 苦情件数	H17 年度 苦情件数	前年度 比
東京都	2,014	2,017	約 100%	宮城県	250	222	113%
愛知県	1,681	1,782	94%	長崎県	227	216	105%
埼玉県	1,314	1,479	89%	山梨県	225	226	約 100%
大阪府	1,207	1,195	101%	山口県	202	235	86%
神奈川県	1,166	1,284	91%	山形県	186	270	69%
福岡県	901	897	約 100%	福島県	180	197	91%
千葉県	890	818	109%	滋賀県	173	143	121%
群馬県	555	481	115%	奈良県	169	166	102%
静岡県	523	505	104%	福井県	161	110	146%
兵庫県	519	472	110%	青森県	154	195	79%
茨城県	481	536	90%	岩手県	151	162	93%
京都府	455	388	117%	岡山県	148	174	85%
三重県	386	372	104%	熊本県	147	155	95%
岐阜県	386	339	114%	石川県	136	129	105%
広島県	354	292	121%	和歌山県	119	154	77%
長野県	347	375	93%	徳島県	119	111	107%
北海道	332	335	99%	佐賀県	114	108	106%
宮崎県	321	347	93%	秋田県	114	93	123%
栃木県	317	324	98%	香川県	103	134	77%
沖縄県	275	281	98%	高知県	78	72	108%
鹿児島県	270	236	114%	島根県	71	131	54%
愛媛県	268	295	91%	富山県	52	71	73%
新潟県	262	302	87%	鳥取県	50	44	113%
大分県	252	244	103%	合計	18,805	19,114	98%

### 発生源別の苦情件数

平成 18 年度の苦情件数を発生源別に見ると、「野外焼却」に係る苦情が最も多く、5,229 件で全体の 27.8% を占めた。第 2 位は「サービス業・その他」の 2,761 件 (14.7%)、第 3 位は「その他の製造工場」の 1,914 件 (10.2%) であった (不明を除く) (図 2)。

前年度と比較すると、サービス業・その他に対する苦情が 2,761 件 (前年度 3,038 件)、個人住宅・アパート・寮に対する苦情が 1,826 件 (同 2,088 件) と減少し、野外焼却が 5,229 件 (同 4,567 件) と増加したが、それ以外の苦情については昨年度の苦情件数と同程度であった。

図 3 - 1 発生源別苦情件数の推移

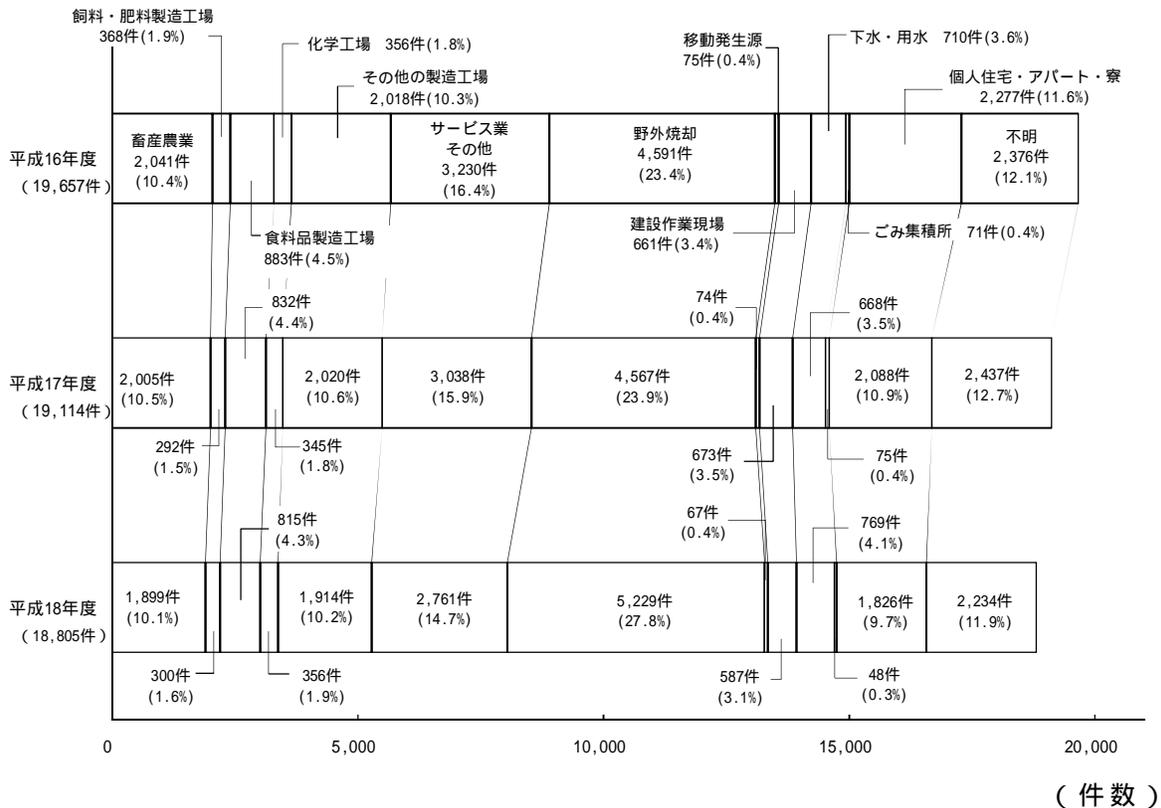


図 2 発生源別苦情件数の推移

### 規制対象と規制対象外の発生源別の苦情件数の比較

平成 18 年度の総苦情件数 18,805 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 7,846 件 (41.7%) であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が 2,595 件 (13.8%) であった。また、「個人住宅・アパート・寮」、「下水・用水」など規制対象外の発生源に対する苦情が 8,364 件 (44.5%) であった。(表 2)

表 2 規制対象・非規制対象別苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	7,846 (41.7%)	2,595 (13.8%)	10,441 (55.5%)
規制対象外の発生源	6,261 (33.3%)	2,103 (11.2%)	8,364 (44.5%)
合計 (%)	14,107 (75.0%)	4,698 (25.0%)	18,805 (100.0%)

## ( 2 ) 悪臭規制等の状況

### 規制地域の指定状況

悪臭防止法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 18 年度末現在、1,313 市区町村（全国の市区町村数の 71.9%）であった。（表 3）。規制地域を有する市区町村数の割合は前年度（70.3%）と比較して増加した。

表 3 規制地域の指定状況

	市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
		市区町村数	(%)
市	782	724	(92.6%)
区	23	23	(100.0%)
町	827	511	(61.8%)
村	195	55	(28.2%)
計	1,827	1,313	(71.9%)

### 悪臭防止法に基づく規制措置等の状況

平成 18 年度の規制地域内における悪臭防止法に基づく措置等（表 4）の状況についてみると、立入検査は 3,145 件（前年度 4,523 件）、報告の徴収は 556 件（同 962 件）、測定は 122 件（同 150 件）であった。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは 50 件（同 40 件）、法に基づく改善勧告が 6 件（同 3 件）及び改善命令が 0 件（同 1 件）であった。これらの措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 2,353 件（同 5,841 件）行われた。

表 4 悪臭防止法の措置等の状況（件数）

行政措置等	平成 18 年度	平成 17 年度	前年度比
立入検査	3,145	4,523	69.5%
報告の徴収	556	962	58.4%
測定	122	150	81.3%
（うち、基準超過）	50	40	125%
改善勧告	6	3	-
改善命令	0	1	-
行政指導	2,353	5,841	40.3%

## ( 3 ) 臭気測定業務従事者（臭気判定士）の状況

平成 8 年に創設された臭気測定業務従事者（臭気判定士）の数は年々増加しており、平成 18 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数は 2,700 名となった（前年度 2,464 名）